

市第76号議案

横浜市奨学条例の一部改正

横浜市奨学条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市奨学条例の一部を改正する条例

横浜市奨学条例（昭和28年4月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第1条の2」を削り、「第3章 入学資金（第12条  
第4章 雑則（第18条）

第17条）を「第3章 雑則（第12条）」に改める。

」

第1条中「、学資」を「奨学金」に改め、「、又は貸与し」を削る。

第1条の2を削る。

第2条中「学資の支弁」を「経済的理由により修学」に改める。

第3条第1項中「10,000円」を「5,000円」に改める。

第4条を次のように改める。

（支給期間）

第4条 奨学金は、奨学生が在学する高等学校における修業年限に限り、支給する。ただし、修業年限が4年を超える場合は、その超える部分については、奨学金を支給しない。

第5条第3項中「保証人又は」を削る。

第7条中「保証人又は」を削り、同条第2号中「保証人若しくは

」を削る。

第3章を削る。

第4章中第18条を第12条とし、同章を第3章とする。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市奨学条例（以下「旧条例」という。）の規定により入学資金の貸与を受けることとなった者に係る入学資金の返還、返還の免除又は猶予及び貸与の取消しについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の横浜市奨学条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定は、施行日以後に奨学金の支給を受ける生徒として決定される者に係る奨学金の支給について適用し、施行日前に奨学金の支給を受ける生徒として決定された者に係る奨学金の支給については、なお従前の例による。

4 前項に定めるもののほか、旧条例の規定により支給された奨学金（同項の規定により支給される奨学金を含む。）は、新条例の規定により支給された奨学金とみなして、新条例第7条から第12条までの規定を適用する。

#### 提 案 理 由

入学資金の貸与を廃止するとともに、奨学金の額を改定する等のため、横浜市奨学条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市奨学条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条 第 1 条の 2）

（第 2 章省略）

第 3 章 入学資金（第 12 条 第 17 条）

第 3 章 雑則（第 12 条）

第 4 章 （第 18 条）

（附則省略）

（目的）

第 1 条 この条例は、教育の機会均等を得させるため、経済的理由により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の修学困難な者に対し、毎年度予算の定めるところにより奨学金を支給し、学資、又は貸与し、有用な人物を育成することを目的とする。

（学資の種類）

第 1 条の 2 この条例により支給し、又は貸与する学資の種類は、奨学金及び入学資金とする。

（奨学生の資格）

第 2 条 この条例により奨学金を支給する生徒（以下「奨学生」という。）は、保護者が横浜市内に居住する者で高等学校に在学し、品行方正、学業成績優秀で経済的理由により修学が困難と認められるものでなければならない。

（奨学金の額）

第 3 条 奨学金は、1 人について月額  $\frac{5,000 \text{ 円}}{10,000 \text{ 円}}$  以内とする。



とする者の実情に応じて、教育委員会が定める。

(貸与の時期)

第14条 入学資金貸与の時期は、毎年3月とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(返還)

第15条 入学資金は、無利子とし、貸与を受けた者の申請に基づき、貸与を受けた月の翌月から起算して3年以内の1回払又は6年以内の年賦均等払のいずれかにより返還しなければならない。

(返還免除及び返還猶予)

第16条 教育委員会は、入学資金の貸与を受けた者が災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったと認めた場合には、入学資金の一部又は全部の返還を免除し、又は必要な期間返還を猶予することができる。

(貸与の取消)

第17条 教育委員会は、入学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当すると認める場合には、その入学資金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、入学資金貸与の決定を受け、または入学資金の交付を受けたとき。
- (2) 入学資金を貸与の目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 正当な理由なく休学、転学または退学したとき。
- (4) 学業成績または操行が著しく不良なとき。
- (5) 入学資金の返還を怠ったとき。
- (6) 前各号のほか、入学資金貸与の目的が失われたと認められるとき。

2 前項の規定により、入学資金の貸与が取り消された場合においては、入学資金の貸与を受けた者は、未返還額を直ちに返還しなければならない。

第3章 雑則  
第4章

(委任)

第12条 (本文省略)  
第18条